

# 新病院移転業務委託に係る プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、半田市立半田病院（以下「当院」という。）が、令和7年4月1日（火）に開院予定の新病院（以下「新病院」という。）への移転を目的に、病院移転事業者として、当院と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 2 委託業務名、事業場所、事業内容等

### (1) 委託業務名

新病院移転業務委託

### (2) 事業場所

#### ア 移転元（現病院）

半田市立半田病院 半田市東洋町二丁目29番地

#### イ 移転先（新病院）

半田市立半田病院 新病院 半田市横山町192番地ほか

### (3) 事業の内容

半田市立半田病院 新病院移転業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (4) 履行期間・時間等

#### ア 履行期間

令和6年4月16日（火）から令和7年4月30日（水）までとする。ただし、新病院開院予定時期の変更により、期間を変更することがある。

#### イ 作業時間

作業内容により、病院と協議のうえ決定する。

### (5) 留意事項等

ア 事業者は、本業務を円滑に遂行するため、病院移転に関して豊富な知識と経験及び優秀な技術を有する者を配置し、事故防止等十分な現場管理を行うこと。

イ 事業者は、業務の実施に先立ち、移転業務全般を統括する「受託責任者」1名及び移転作業に従事する「作業従事者」を指揮・監督する「作業責任者」1名以上を定めること。

ウ 事業者は、本業務遂行に際しては、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等を遵守し、その他当院からの指導を誠実に守ること。

エ 事業者は、本業務の履行の前後を問わず、業務の履行に際し知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

オ 事業者は、病院が貸与した図面等の資料は、移転業務終了後速やかに返却すること。

カ 事業者は、安全かつ円滑に移転作業を遂行すること。事業者は、損傷等の事故を起こさないよう作業従事者の監督指揮を徹底すること。

キ 事業者は、本業務遂行に係る事故等が発生した場合の補償措置を講じること。

(ア) 事業者は、事故等に対応できる保険に加入していること。

(イ) 患者、来院者、病院職員及びその関係者、作業従事者等の人身事故、運搬中の交通事故、器物破損事故、貴重品破損事故、労働災害事故等が万が一発生した場合は、事業者の責任

において解決すること。

(ウ) 運搬品の滅失、損傷その他の事故並びに建物等の損傷で、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損傷については、直ちに当院の指示に従い修理、又は新品と取り換え、現状復旧すること。

ク 移転作業実施の結果、業務量が契約時の想定より多少増加した場合でも、全て事業者の負担で作業を完了すること。また、若干の搬入・搬出場所の変更があっても契約変更は行わないものとする。

(6) 提案上限金額

新病院移転業務委託料は、1億2,100万円(消費税及び地方消費税10%を含む。)以内を予定している。ただし、委託料には、旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

(7) 担当課

半田市立半田病院 管理課 業務担当

3 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 公告日より過去5年間(平成31年1月23日～令和6年1月22日)に、一般病床300床以上の病院における敷地外移転業務(入院患者移送業務を含む)の完了実績を有すること。

(7) 移転業務全般を統括する「受託責任者」及び移転作業に従事する「作業従事者」を指揮・監督する「作業責任者」は、以下の要件を満たすこと。

ア 受託責任者は、公告日より過去5年間(平成31年1月23日～令和6年1月22日)における一般病床300床以上の敷地外移転業務(入院患者移送業務を含む)の受託責任者として直接従事した経験を有する者であること。

イ 作業責任者は、公告日より過去5年間(平成31年1月23日～令和6年1月22日)における一般病床300床以上の敷地外移転業務(入院患者移送業務を含む)の実務経験を有する者であること。

(8) 参加表明書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、半田市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(9) 令和6年2月15日(木)までに令和6・7年度半田市入札参加資格(物品、その他委託等)申請を行っていること。なお、令和4・5年度の入札参加資格は、令和6年3月31日(日)で有効期限が満了となるため注意すること。

4 仕様書等の交付方法に関する事項

(1) 交付資料

- ア 実施要領（本資料）
- イ 別表「提案項目・内容、評価点」
- ウ 仕様書
- エ 仕様書別紙1「現病院平面図」
- オ 仕様書別紙2「新病院平面図」
- カ 仕様書別紙3「医療機器移設対象物品リスト」
- キ 仕様書別紙4「什器移設対象物品リスト」
- ク 様式（様式集）

- (ア) 仕様書等交付依頼書（様式1）
- (イ) プロポーザル参加表明書（様式2）
- (ウ) 宣誓書（様式3）
- (エ) 企業概要・事業実績書（様式4）
- (オ) 質問書（様式5）
- (カ) 病院見学会参加申込書（様式6）
- (キ) 提案書等提出書類（様式7）
- (ク) 提案書（様式自由）
- (ケ) 提案書の開示に係る意向申出書（様式8）

## (2) 交付方法

4 (1) ア及び4 (1) ク (ア) から (キ)、(ケ) については、病院ホームページからダウンロードすること。

4 (1) イからキについては、4 (1) ク (ア) 仕様書等交付依頼書（様式1）の事務局への提出と引き換えに、1部のみ交付する。なお、遠方等の理由により、持参による提出が困難な場合は別途相談に応じる。

- ア 仕様書等交付依頼書（様式1）提出日時  
令和6年1月26日（金）10時から16時（12時から13時を除く）

## 5 プロポーザル参加表明書の提出手続き等に関する事項

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式2）
- イ 宣誓書（様式3）  
納税証明書又は滞納のない証明書等（国税及び地方税（消費税及び地方消費税を含む。）の写しを添付すること。
- ウ 企業概要・事業実績書（様式4）  
業務実績であることを確認出来る契約書鑑の写し、業務名と実施業務が確認できる仕様書の写しを添付すること。  
また、受託責任者及び作業責任者の業務実績であることを確認出来る業務実施体制表等の写しを添付すること。
- エ 病院見学会参加申込書（様式6）（現病院の見学を希望する者のみ。）

### (2) 提出日時

令和6年2月16日（金）10時から16時（12時から13時を除く）  
提出にあたっては、事前に事務局へ連絡の上、来院すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参

(5) プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、令和6年2月22日（木）までにメールで連絡する。

(6) その他

プロポーザル参加表明書(様式2)の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

6 質問書の提出手続き等に関する事項

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

(1) 提出書類

質問書(様式5)

(2) 提出期限

令和6年2月5日(月) 17時

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。

電子メール送付の際は、件名を「新病院移転業務委託に係るプロポーザルに関する質問について(事業者名)」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため、送付後電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 質問への回答

令和6年2月9日(金) 17時までに、病院ホームページ上で回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領又は仕様書の追加・修正とみなす。

7 病院見学会の実施

現病院の見学会の開催日等は次のとおりとし、時間と集合場所については申込者と協議する。

(1) 見学会日時

令和6年3月3日(日)

(2) 参加方法

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書(様式2)等と同時に、病院見学会参加申込書(様式6)を提出すること。

(3) 参加人数

3人を上限とする。

(4) 質疑等

見学会実施時の質問は受け付けない。質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ただし、見学会についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

ア 提出書類

質問書（様式5）

イ 提出期限

令和6年3月5日（火）17時

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。送付の際は、件名を「新病院移転業務委託に係るプロポーザルに関する追加質問について（事業者名）」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため、送付後電話で送付の旨を連絡すること。

エ 質問への回答

令和6年3月8日（金）17時までに、プロポーザル参加者にメールで回答する。

なお、質問の回答は、実施要領又は仕様書の追加・修正とみなす。

## 8 提案書の提出手続き等に関する事項

これまでの受託実績やノウハウを活用し、仕様書の想定以上の提案も積極的に行うこと。

### （1）提出書類

次のア、イの順に並べて、ホチキス左綴じ止めで提出すること。

また、提案書（表紙）を1ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。

ア 提案書（表紙）（様式7）

イ 提案書（提案①～⑦）（様式自由）

### （2）提出日時

令和6年3月22日（金）10時から16時（12時から13時を除く）

提出にあたっては、事前に事務局へ連絡の上、来院すること。

### （3）提出部数

正本 1部、副本15部

### （4）提出方法

持参

### （5）提案書の内容

別表の提案内容を参照すること。

### （6）留意事項

ア 用紙の規格はA3判又はA4判、片面印刷で作成すること。A3判を使用する場合には、A4判2枚として換算すること。

イ 項目ごとの枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。

ウ 仕様書を参照し、事業目的達成のために必要な事項を記載すること。

エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

### （1）実施日

令和6年3月28日（木）

実施場所等、詳細については、後日通知する。

### （2）注意事項

ア プロポーザル参加表明書（様式2）受付順に実施する。

イ 当日配布資料は認めない。

- ウ 提案書の内容、別表の順序に沿ったプレゼンテーションを実施すること。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該事業責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて4人以内とする。
- オ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計30分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは当院が用意するものを使用すること。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

## 10 審査方法、評価項目等

公募により事業に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、新病院移転業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)によって、優先交渉権者及び次点者を選定する。

- (1) 次に定める者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。
  - ア 参加資格を有する者
  - イ 評価点から価格点を除いた合計点の7割以上を獲得している者
- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、当院への見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。
- (4) 評価点及び価格点は別表のとおりとする。

## 11 審査結果

### (1) 審査結果の通知

最終選定結果は令和6年3月29日(金)(予定)までに当院ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

### (2) 優先交渉権者との交渉

審査により選定した優先交渉権者と提案内容及び当院の意向について協議調整を行い、決定に至れば受注者として決定する。

ただし、その者が交渉時まで「3 参加資格要件」を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から交渉が不可能となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。

### (3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提案書等必要な書類に不備がある、又は提出日に遅れた者
- イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者
- エ 「3 参加資格要件」の各号の要件を満たしていないと判断される者
- オ 仕様書等交付依頼書(様式1)を提出した者が、審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 12 公募から契約締結までのスケジュール

令和6年1月22日(月)	公募
1月26日(金)	仕様書等交付依頼書提出日
2月5日(月)	質問書の提出期限

2月 9日 (金)	質問書の回答公表
2月16日 (金)	プロポーザル参加表明書等の提出
2月22日 (木)	参加資格の可否についての連絡
3月 3日 (日)	病院見学会の実施
3月 5日 (火)	見学会に係る質問書の提出期限
3月 8日 (金)	見学会に係る質問書の回答送付
3月22日 (金)	提案書等提出日
3月28日 (木)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
3月29日 (金)	選定結果の通知

### 1.3 その他（提案書に関する留意事項等）

- (1) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。
- (2) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (3) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、提案者に返却しない。
- (5) 提出書類の受領後の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。
- (7) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあるため、提案書の開示に係る意向申出書（様式8）を提出すること。
- (8) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和6年3月議会において予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があるものとする。

### 1.4 事務局、提出書類等の提出先

#### (1) 事務局

〒475-8599

愛知県半田市東洋町二丁目29番地

半田市立半田病院 管理課 業務担当 佐久（さく）

電話 0569-22-9881

電子メール byouin@city.handa.lg.jp

#### (2) 提出先

〒475-8599

愛知県半田市東洋町二丁目29番地

半田市立半田病院 管理課 新病院建設室